

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年5月 10 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600821号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700074号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月30日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成26年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月30日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。調査の上、当該賞与を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成26年度賃金台帳（源泉徴収簿）の写し、預金口座振替による振込受付書の写し及び振込明細の写しにより、請求者は、請求期間において同社から100万円の賞与の支払いを受け、標準賞与額100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月10日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600823号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700075号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月30日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成26年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月30日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。調査の上、当該賞与を将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成26年度賃金台帳（源泉徴収簿）の写し、預金口座振替による振込受付書の写し及び振込明細の写しにより、請求者は、請求期間において同社から80万円の賞与の支払いを受け、標準賞与額80万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月10日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600824号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700076号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月30日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成26年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月30日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。調査の上、当該賞与を将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成26年度賃金台帳（源泉徴収簿）の写し、預金口座振替による振込受付書の写し及び振込明細の写しにより、請求者は、請求期間において同社から80万円の賞与の支払いを受け、標準賞与額80万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月10日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600793号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700004号

第1 結論

昭和56年11月から昭和57年1月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年11月から昭和57年1月まで

請求期間に係る国民年金被保険者資格取得手続は自分で行っていないが、納税組合とA町(現在は、B市)がすり合せをし、私を国民年金の被保険者としていたので、自分で資格取得手続を行う必要はなかった。請求期間に係る国民年金保険料については、納税組合を通じて、その集金人に求められた額を納付した。同様の方法で平成12年2月以降の期間に係る国民年金保険料が納付済みとなっているので、請求期間についても国民年金保険料納付済み期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金被保険者資格取得手続について自分で行っていないが、納税組合とA町が私を国民年金の被保険者としており、請求期間に係る国民年金保険料については、納税組合を通じて、その集金人に求められた額を納付したと主張している。

しかしながら、B市から提出された国民年金受付処理簿及び請求者から提出された年金手帳により、請求者は請求期間について国民年金被保険者資格を取得していないことが確認できる上、同市は、請求期間当時に「旧A町の納税組合を通じて国民年金の被保険者資格取得手続を行うことができたとは確認できませんでした。」と回答している。

また、B市から提出された昭和56年度国民年金保険料納入明細書により、請求者の父母についてでは、納税組合を通じて同年度の国民年金保険料が納付された記録は確認できるものの、同明細書に請求者の氏名ではなく、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、B市は、旧A町では国民年金の被保険者資格取得手続を行わずに国民健康保険の被保険者資格取得手続のみ行った方については、国民年金の被保険者資格取得手続を職権により行っていたと陳述しているところ、同市のシステムによると、請求者の平成12年2月1日付

け国民健康保険被保険者資格取得については同年1月31日届出、同年2月1日付け国民年金被保険者資格取得については同年2月2日処理と記録されていることが確認できることから、請求者の同年2月1日付け国民年金被保険者資格取得手続については職権により行ったと考えられるが、請求期間当時に請求者が国民健康保険被保険者となっていたか否かについては、文書保存期限が経過しており確認できる書類が現存していないため不明である旨回答している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらぬ。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600913号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(B県C市)及びA社(D県E市)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月1日から昭和38年5月1日まで

昭和37年3月にC市にあったA社に入社し、同年9月に運転免許を取得した後、同年10月にD県F市にあった同社の支店に異動したが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち、昭和37年3月から約半年間、C市にあったA社本社に勤務した旨主張しているところ、請求者に係る除かれた戸籍の附票により、請求者は、A社本社の請求期間当時の事業所所在地(C市G町)と同じ住所地において、昭和37年5月21日付けで住所を定めていることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、A社本社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社本社総務部は、請求期間当時の人事記録等関連資料は処分しており、請求者については何もわからない旨陳述している上、請求期間に同社本社において、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員17名に照会し、7名から回答があったが、その全員が請求者のことを覚えていないと回答している。

また、上記回答のあった複数の元従業員は、請求期間当時、A社本社には3か月ほどの試用期間があり、従業員は、入社後すぐには厚生年金保険に加入していない旨回答しているほか、A社本社総務部は、請求期間当時、試用期間があった可能性はある旨陳述していることから、A社本社は、請求期間当時、勤務する従業員について、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、H健康保険組合は、請求期間の資格取得・喪失等の事実関係がわかる資料は、保存期間経過のためない旨回答している上、請求期間のA社本社に係る事業所別被保険者名簿から、

請求者の氏名は確認できない。

次に、請求者は、昭和 37 年 10 月に、A 社本社から D 県 F 市に存在した同社の支店に異動した旨主張していることから、D 県に存在した A 社について調査したところ、健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、事業所の所在地が F 市ではないものの、A 社本社の事業主と事業主名が同じで、E 市 I 区 J 町を所在地とする A 社 K 支店が確認できた。

このため、当該事業所において、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 7 名に照会したところ、請求者と同種の業務に従事していたとする元従業員から、F 市 L 町に A 社 K 支店の営業所があり、事務所の上に宿泊所があった旨の陳述が得られたほか、請求者に係る除かれた戸籍の附票により、請求者は、昭和 37 年 9 月 10 日に F 市 L 町に住所を定めていることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、A 社 K 支店に勤務（勤務地は F 市）していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、A 社 K 支店は、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、当該 K 支店において事務を担当していたとする元従業員は、当該適用事業所に該当した昭和 38 年 9 月 1 日に、K 支店及び K 支店営業所で勤務していた従業員全員が一齊に厚生年金保険に加入した旨の陳述をしている。

また、閉鎖事項全部証明書により、A 社 K 支店は、平成 12 年 8 月 22 日に解散していることが確認できる上、同社 K 支店の清算人（元代表取締役）は、請求期間当時の社会保険加入の取扱いがわかる資料や賃金台帳等は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。